平成２３年（フ）第３４８号
静岡県浜松市東区積志町513番地
破産者　有限会社オートスナックレマン
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
鹿児島県曽於市大隅町岩川6421番地４
破産者　相村　政彦
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７４００号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―206号
破産者　藤本　剛司
1　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
2　一般調査期日　平成24年９月３日午後３時30分
平成24年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７号
熊本県八代市大村町746番地２
破産者　高橋　義男
1　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
2　一般調査期日　平成24年７月25日午後１時30分
平成24年６月13日　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５５８号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番29号　麻生サニーハイツ402号
破産者　柴田　喜隆
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年７月26日午後２時45分
平成24年６月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９３号
兵庫県姫路市花田町高木443番地７、従前の住所兵庫県姫路市砥堀982番地８
破産者　熊本製革所こと　熊本　次郎
1　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
2　一般調査期日　平成24年９月14日午前10時
平成24年６月11日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５９号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―2102号
破産者　本田　和恵
1　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
2　一般調査期日　平成24年８月30日午後３時30分
平成24年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２４号
京都市右京区西院西寿町32番地の２
破産者　株式会社井上鐵工房
1　破産債権の届出期間　平成24年７月24日まで
2　一般調査期日　平成24年９月４日午後２時30分
平成24年６月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
福岡県田川郡福智町赤池字長林318番地９
破産者　有限会社亀谷組
1　破産債権の届出期間　平成24年７月25日まで
2　一般調査期日　平成24年９月24日午後１時30分
平成24年６月11日　福岡地方裁判所田川支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９１１１号
大阪市北区豊崎３丁目20番12号
破産者　株式会社アクセスインターナショナル
1　期日　平成24年７月20日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第５５４号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目19番20号
破産者　本坊　益隆
異議申述期間　平成24年８月７日まで
平成24年６月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
長野市大字鶴賀緑町1401番地
清算株式会社　株式会社信濃五六七
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第１号
大分市大字下郡1587番地の６、再生計画認可決定時の所在地大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年６月５日　　大分地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第１号
大分市大字下郡1587番地の６、再生計画認可決定時の所在地大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
主文　平成21年６月24日にした監督命令を取り消す。
平成24年６月５日　　大分地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４号
埼玉県加須市北平野263番地１、登記簿上の本店所在地栃木県栃木市藤岡町中根728番地
再生債務者　株式会社ＤＳＫ（旧商号株式会社ダイヤ整環）
1　決議に付する計画案　平成24年４月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月24日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年７月17日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月10日
平成24年６月11日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地11
再生債務者　株式会社渕脇組
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年６月11日　宮崎地方裁判所都城支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１号
大分市大字下郡1587番地の６、再生計画認可決定時の所在地大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大分市中島西３丁目２番26号　大分弁護士ビル３階　弁護士法人平山法律事務所　弁護士　平山　秀生
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年６月５日　　大分地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３２号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町234番地９
再生債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部